

新市立湖西病院建設基本構想検討委員会設置規程

(設置)

第 1 条 新市立湖西病院建設基本構想を策定するため、新市立湖西病院建設基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新市立湖西病院建設基本構想の策定に関すること
- (2) 病院建設に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、新市立湖西病院建設基本構想の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、健置福祉部長をもって充て、委員は、次に掲げる者のうちから病院事業管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域医療について識見を有する者
- (2) 湖西市自治会連合会を代表する者
- (3) 静岡県の職員
- (4) 総務部長
- (5) 企画部長
- (6) 都市整備部長
- (7) 前各号に掲げる者のほか、病院事業管理者が必要と認めるもの

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員長は、委員会を総括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。